

クラブフィット 会則

第1条■名称

本クラブはCLUB FIT（クラブフィット）と称します。

第2条■所在地

本クラブは、岐阜市長良福光2695-2、都ホテル 岐阜長良川内におきます。

第3条■運営

本クラブの運営は、株式会社近鉄・都ホテルズ都ホテル 岐阜長良川（以下ホテルという）が行います。

第4条■目的

本クラブは、会員およびこれを利用する方を対象に、ホテル内外の施設利用を通じて社交、ビジネスの助勢や心身の健康維持と増進を図り、品格のある健全なクラブとして活用することを目的とします。

第5条■会員種類

本クラブは会員制とし、次の会員制度で構成します。

個人会員 個人を対象とし記名式とします。

ただし、プログラムや施設の利用状況を勘案して、本クラブはその他の会員の種類を定めることができます。

第6条■会員資格

会員は、本クラブの趣旨に賛同し会則・細則およびその他の定められた事項を承認された方で、次の事項のすべてに該当し資格審査によりホテルが入会を認めた方とします。

1. 本クラブの会員としてふさわしい品格と社会的信用のある方。
2. 健康状態に異常がなく、自らの健康に関し自己管理できる方。
3. 18歳以上の方。
4. 入れ墨をされていない方。
5. 暴力団等に関与されていない方。

第7条■入会手続

1. 本クラブへの入会を希望する方は、入会申込書を提出していただきます。入会を申し込まれた方には申込書記載事項等について、確認・調査をさせていただくことがあります。
2. 本クラブではホテルにてその自由な裁量により審査を行い、入会の承認をした場合には通知いたします。不承認の場合には、その理由を付しませんが、お問い合わせおよび異議の申し立てはできないこととします。
3. 入会を承認された方は、ホテルが指定する銀行口座に入会金、年会費を納入した時点で会員となります。入会金等の入金を確認のうえ、会員に対して、本クラブの会員証を発行します。

第8条■クーリングオフ

入会を承認された方は、入会承認書の通知を受取った日から起算して8日を経過するまでの間は、無条件で書面により契約を解除することができます。なお、クーリングオフの効力は、クーリングオフに係わる書面を発信した時（郵便の消印日付）からとします。

第9条■入会金

細則に定める金額を納入するものとします。

第8条に示す期間を経た入会金は、理由を問わず一切返還しないものとします。

第10条■会員資格の譲渡および名義変更

本クラブの会員資格はこれを他に譲渡、転売、貸与、名義変更できないものとします。また質入その他の担保に供することはできないものとします。

第11条■会員資格の喪失

会員は、次の場合その資格を失います。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡
4. 法人の解散
5. 本クラブの解散

第12条■除名等

本クラブは、次の場合、会員資格の一時停止または除名をすることができるものとします。

1. 年会費、利用料等の支払いを滞納し、催告に応じない場合。
2. ホテル及び外部提携施設を故意または重大な過失により破損した場合。
3. 本会則、その他定められた諸規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱した場合。

第13条■退会

会員は、自己の都合により所定の手続きを経て退会することができます。

第14条■期間

フィットネスクラブ年度の終了日を毎年12月末日とし、1月1日より新年度と定めます。

第15条■会員証

会員には会員証を発行します。会員証は第三者に貸与することはできません。会員証の盗難、紛失等事故の場合には直ちにクラブ事務局までお申し出ください。なお、紛失等による再発行に伴う実費は会員の負担となります。

第16条■年会費

細則に定める金額を納入するものとします。

第17条■施設の利用

会員は、所定の利用料金を支払って、本クラブの施設を利用することができます。会員が本クラブの施設を利用する場合は、必ず会員証を係員に提示していただきます。

第18条■ビジターの利用

1. ホテルは施設の利用状況を判断して、会員の同伴した方（1名迄）、ホテルの宿泊の方、およびホテルが特別に定めた方（以下ビジターという）に限り、施設を利用させることができます。施設を利用される方の年令は、原則として18歳以上とします。但し、ホテルが特別に期日を設定することにより、18歳未満の方が利用することもあります。この場合、ビジターは、施設内の個別の器具及び機械の対象年齢を遵守して利用するものとします。
2. ビジターの利用料金その他ビジターの利用については 細則において定めます。

第19条■施設、プログラムの廃止・利用制限

1. 本クラブは、ホテルおよび外部提携施設の維持管理、施設の拡張、行政指導、その他やむを得ない事情が発生した場合に、ホテルの一部または全部およびプログラムの一部または全部を廃止あるいは利用を制限できるものとします。
2. ホテルが、その施設を全部廃止する場合、本クラブはすべての会員の利用を中止することができ、この場合入会金の返還等特別の補償は行わないものとします。

第20条■休業

本クラブの専用施設は、施設の点検、整備のため月1回の休業日を設けます。その他やむを得ない事由が発生した場合にも休業することがあります。但し、本クラブ側の事由により休業する場合は、予め施設内に掲示するものとします。

第21条■責任事項

1. 会員には、自己の責任と危険負担において、ホテルおよび外部提携施設または本クラブのプログラムに参加していただきます。
2. ホテルは、ホテル内外で発生した盗難・負傷等の事故について一切責任を負いません。ただし、ホテルの故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。
3. 会員には、同伴したビジターのホテルおよび外部提携施設での行為、支払等について、連帯して責任をとっていただきます。

第22条■経営および運営介入の禁止

会員はいかなる理由をとっても、ホテルおよび本クラブの経営および運営に介入することはできません。

第23条■通知方法

会員への通知・予告は、専用施設内所定場所への掲示または郵送のいずれか、あるいは両方により行います。

郵送は会員がホテルに届け出た住所・連絡先・氏名宛への発送をもって完了したものとします。

第24条■変更事項の届出

住所・電話番号その他入会申込書の記載事項に変更があった場合は、直ちに届け出ていただきます。

第25条■細則

本会則に定めていない事項および業務運営上必要な事項は、細則等で別途定めます。

第26条■改正

本会則の変更・追加等はホテルの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第27条■個人情報の取り扱い

会員の個人情報は、ホテルのサービスに関する案内をする目的でのみ利用します。

クラブフィット 細則

第1条 ■入会金

会則、第9条における入会金は次のとおりとします。

<限定50名>

入会金（入会日より3年間有効）

平日個人会員 36,300円（消費税込み）

第2条 ■年会費および支払方法

会則、第16条における年会費は次のとおりとします。

平日個人会員 145,200円（消費税込み）

年会費は前納制とし、会員指定の銀行預金口座より自動振替させていただきます。

第3条 ■施設利用時間

土・日・祝祭日を除く平日とする。

<デイ会員> 10:00～18:00（最終受付17:00）

<ナイト会員> 15:00～23:00（最終受付22:00）

※メンテナンス実施日 15:00～21:00（最終受付20:00）

第4条 ■施設利用料金

1回910円（消費税込み）

会員同伴ビジター1名につき1回2,420円（消費税込み）

特別レッスンやマッサージ等については、別途利用料金を定めさせていただきます。

第5条 ■会員特典

館内料飲施設のご利用（料飲総額の）15%割引。

第6条 ■手数料

1. 更新手数料 5,500円（消費税込み）※3年間有効

2. デイ・ナイト変更手数料 5,500円（〃）

3. 会員証再発行手数料 1,210円（〃）

第7条 ■銀行振込手数料

お支払いに伴う銀行振込手数料は会員負担とさせていただきます。

第8条 ■付則

入会金、年会費、利用料等については、経済情勢の変動により変更させていただく場合があります。

第9条 ■定めなき事項

本細則に定めなき事項、ならびに業務運営上必要な事項は、ホテルがこれを定めるものとします。

第10条 ■改正

本細則の変更・追加等はホテルの定めるところによるものとします。